

古紙類及びプラスチック容器類収集業務委託仕様書

古紙類及びプラスチック容器類収集業務に関する仕様の大要は次のとおりとする。この業務を受注した者（以下「受注者」という。）は、この仕様書に基づき、誠実に業務を履行しなければならない。

1 業務内容

鹿児島市（以下「発注者」という。）の指示する作業計画（別紙「収集運搬業務概要書」）に基づき、発注者が指定する区域から排出される新聞・チラシ、段ボール、紙箱・包装紙等、雑誌類、紙パック及び衣類（以下「古紙類」という。）及びプラマークのついている袋や容器、商品を取り出した後、不要となるプラスチック製の袋や容器、商品を保護していた緩衝材等（以下「プラスチック容器類」という。）をその量の多寡にかかわらず、指定された日時に完全に収集し、指定された場所に運搬し、搬入するものとする。

2 車両及び機材の整備

受注者は、使用する車両の整備点検を行い、常に収集業務に支障のないようにするものとする。

3 収集車両及び人員

- (1) 受注者は、本業務を遂行するために必要な塵芥車（回転板式押込型の2 tシャーシーから3 tシャーシーまでのもの）（以下「収集車両」という。）を常時1台以上保有するものとする。
- (2) 本業務の契約期間内において車両の車検又は故障等により前号に定める車両を稼働できないときは、事前に発注者にその旨を文書により届け出て、代替車により処理するものとする。
また、買い替え等による場合も同様にその旨を文書により届け出て、代替車により処理するものとする。
- (3) 受注者は、収集車両1台につき運転手1人、作業員2人をもって業務を行うものとする。
- (4) 受注者は、人員、機材の配置計画表を作成し、契約締結後、速やかに発注者に提出するものとする。
- (5) 受注者は、発注者の指示するマグネット式表示板を車両の両側面に貼付するものとする。
- (6) 受注者は、車両の買替えにより収集車両を変更しようとするときは、車両を購入する契約を締結する前に、当該購入を予定する車両について発注者の確認を受けなければならない。この場合においても、購入した車両を収集車両として使用しようとするときは、あらかじめ文書により発注者に届け出て承認を得なければならない。

4 作業時間

本業務の作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。ただし、道路事情等特別な事由が生ずる区域については、発注者と協議のうえ変更することができる。

排出された古紙類及びプラスチック容器類の量、交通渋滞等諸般の事情により業務を午後5時までに終了することができないと判断したときは、速やかに発注者の担当職員に連絡しな

ればならない。

5 受注者及び受注者の従業員の遵守事項

- (1) 作業員は、作業服を揃え、必ずヘルメット又は帽子のほか、必要な安全靴、ゴムひき手袋等を着用しなければならない。
- (2) 作業員は、軽快に動作できる作業服を着用し、常に清潔でなければならない。
- (3) 作業員は、市民に対して親切丁寧に應對し、不快の念をいだかしめる言動があってはならない。
- (4) 受注者は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）の適用を受ける作業員に対しては、最低賃金法第4条に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うよう留意する。
- (5) 受注者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条に規定する乗車又は積載の制限等を遵守しなければならない。
- (6) 受注者は、作業員に対し、関係法令、契約内容及びその他業務の遂行に必要な事項を熟知させるとともに指導教育するものとする。
- (7) 市民に対し、金品等の謝礼を要求、又は受領してはならない。
- (8) みだりに民家、邸内に立ち入ってはならない。
- (9) 受注者は、次のいずれかに該当する者を作業に従事させてはならない。
 - ア 言動が粗暴な者
 - イ 品行不良な者
 - ウ 健康でない者
 - エ その他発注者が不相当と判断する者
- (10) 受注者は、業務の履行の管理及び運営に必要な知識、経験を有する業務責任者を定めなければならない。
- (11) 収集車両による広報については、発注者の指示に従うものとする。
- (12) 常にほうき、ちり取り等の清掃用具を携行し、飛散した古紙類及びプラスチック容器類等は必ず清掃するものとする。
- (13) 応援車及び故障代替車等において無蓋車で運搬する場合は、当該車両に適当な覆いをして、古紙類及びプラスチック容器類の飛散防止に努めなければならない。
- (14) 業務中は、道路交通法等関係法令等を遵守すること。
- (15) 指定された場所に古紙類及びプラスチック容器類を搬入する場合は、指定された場所の担当者の指示に従い事故防止に努めなければならない。
- (16) 古紙類及びプラスチック容器類収集場所が、道路工事その他の理由により収集に困難を期す事情があるときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。
- (17) 業務中に事故が発生した場合は、速やかに発注者に報告するとともに適切な善後策を講じなければならない。
- (18) その他、この仕様書に定めのない事項及び本業務に必要と認められる事項は、発注者の担当職員の指示に基づき、適正に処理するものとする。

6 報告等

受注者は、定められた様式により作業日報を作成し、一週間分をまとめて翌週の月曜日までに発注者に提出しなければならない。

収集運搬業務概要書

1. 指定する区域（収集場所）

(1) 収集場所

吉野町（一部）

星ヶ峯1～6丁目

(2) ごみステーション数（令和6年4月1日現在460箇所） ※別途まごころ収集利用世帯あり

（月・木） 吉野町（一部）

（火・金） 星ヶ峯1～6丁目

2. 作業計画

(1) 収集計画

曜日	月	火	木	金
収集場所 吉野町（一部）	古紙類 衣類（第1・3）		プラスチック容器類	
星ヶ峯1～6丁目		古紙類 衣類（第1・3）		プラスチック容器類

(2) 収集品目

- ・古紙類（新聞・チラシ、段ボール、紙箱・包装紙、雑誌類、紙パック）
- ・衣類
- ・プラスチック容器類

(3) 実施期間、作業時間及び稼働日数（収集を行う日数）

ア 実施期間 令和6年6月3日から令和7年3月31日まで

イ 作業時間 原則、午前8時30分から午後5時

ウ 収集日数 171日

（内訳）

曜日	資源物の区分	収集日数
月曜日	古紙類（第1・第3は衣類を含む。）	44日
火曜日	古紙類（第1・第3は衣類を含む。）	42日
木曜日	プラスチック容器類	42日
金曜日	プラスチック容器類	42日
土曜日	プラスチック容器類（特別収集R7.1.4）	1日

(4) 搬入場所

資源物の区分	搬入場所	住所
(月曜日) 古紙類・衣類	株カナザワ	市内本城町720-1
(火曜日) 古紙類・衣類	株九州宮崎	市内上福元町6110
(木曜日) プラスチック容器類	北部清掃工場2号棟	市内犬迫町11900
(金曜日) プラスチック容器類		

(5) 家庭ごみの高齢者等戸別サービス(まごころ収集)利用対象者については、発注者が提供する「まごころ収集カレンダー」に基づき収集すること。